

Title	いわゆる請負耕作の類型と制度化について
Sub Title	On classification of "Let him farm contract" and its formulation in Japan
Author	宮崎, 俊行 (Miyazaki, Toshiyuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1964
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.37, No.6 (1964. 6) ,p.1- 25
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19640615-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

いわゆる請負耕作の類型と制度化について

宮 崎 俊 行

まえがき

- 一 いわゆる請負耕作の組織化に関する二事例
 - 二 いわゆる請負耕作の類型区分
 - 三 いわゆる請負耕作の制度化（組織的処理）
- あとがき

ま え が き

すでに筆者は、いわゆる請負耕作をめぐる法律的問題点一般について、一応の考察をこころみたのであるが（拙稿「いわゆる請負耕作の問題点」本誌三六卷九号——以下前稿と略称する）、その後、請負耕作の受託を組織的、企業的に実施している二つの事例を調査しつつ検討を重ねている間に、この問題とくにその類型区分および制度化（組織的処理方法）に関して、前稿よりいくらか詳細な意見がまとまりかけて来た。ところがたまたま農業法学会大会（昭和三九年四月一〇日明治大学において開催）において、この問題に関して報告をすることになったので、この機会に請負耕作の類型区分と制度化（組織的処理方法）を中心と

いわゆる請負耕作の類型と制度化について

して、前稿よりも詳細に卑見を開陳しようと思ひ、本稿をまとめたわけである。

右のような経緯にかんがみ、本稿の叙述の順序は、まず請負耕作の受託を組織的に実施している二事例の紹介をなし、ついで請負耕作の類型区分を述べ、更にその制度化（組織的処理方法）に及ぶことにする。⁽²⁾

(1) といつてもここでこの二事例の法社会学的な実態分析に深入りする余裕はない。ここでは以後の説明の理解にぜひ必要な程度の紹介をするにとどめる。

(2) 用語の使用法などは概ね前稿と同様である。例えば「請負わせ側」を委託者とし、「請負い側」を受託者とするが如し。

一 いわゆる請負耕作の組織化に関する二事例

(一) 「長尾農事耕作会社」(香川県大川郡長尾町)

(A) 成立の動機と経過 本地区では、前稿で述べたような請負耕作発生の一般的条件、すなわち零細兼業農家が将来の生活保障のために農地所有権の留保を願ひまた飯米確保の要求をもっている一方、なお専業農家として規模拡大(ないし所得増大)を企図する若干の農家も存在する、ことは言うまでもない。香川県においては、周知の通りいわゆる甘土権の伝統があり、⁽¹⁾農地所有者は小作に出して甘土権が小作人に取得されてしまうことをおそれるわけである。したがつて兼業農家が将来の生活保障のため農地を所有するに当つては、自家に耕作を担当する労力がなくても、なんとかしてその農地を小作に出すことはさけたいと思う傾向が特に強いようである。このような情況の同地区が農業構造改善事業のパイロット地区に指定され、同事業の補助によつて長尾農業協同組合が購入することになつた大型農機具の能率的な利用の方法について同農協の理事等が種々検討した結果、本会社を設立し本会社にこれらの農機具を専属的に貸与し、本会社が兼業農家の農地につき、その農機具を利用して行ふ農作業の委託を引受けることが最適と考えられたのであつた。かくて有限会社の型態による本会

社の設立手続が進められ、昭和三八年一〇月一五日いわゆる創立総会を開催し、同日より業務を開始した。もつとも農業構造改善事業による補助金で農協が購入した農機具を、営利会社に専属的に貸与することは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に違反するのではないかとこの疑が県当局より示されたため、いまだ会社の設立登記がなされていない（昭和三九年四月六日現在）。しかし有限会社としての実態をそなえ、業務は引続き行っている。

(B) 本会社の組織 社員は長尾農協の青年部員たる農民（専業農家）二四名、資本金四五十万円。目的とする業務は、定款によれば、「農作業の代行、請負、委託」、「農業土木事業」およびこの両者に「附帯する一切の業務」とされている。本店は長尾農協の事務所と同一番地におかれている。取締役（八名）と監査役（二名）は社員中より選任するものとされている。このほかに定款自体について特に変わったところはなく、普通の有限会社にしらばみられるものとはほぼ同様である。営業資産の主なものは、長尾農協より賃借した大型農機具、すなわち三九・五馬力トラクター一台、一五馬力トラクター四台、グレインドリル（施肥播種機）二台、刈取機六台等（近くコンバイン一台を加える計画）であり、これらの機械を数名の専任オペレーター（社員からも選任）が操縦して、受託した農作業を行うわけである。

(C) 請負耕作契約 本会社と委託者（兼業農家）との契約は文書化されており、その骨子は、会社は機械力、労働力等を、委託者の耕作の事業に提供し、委託者はその対価を金銭で支払うことを定めたものである。左にその全文を引用する（傍点筆者）。

農作業請負契約書

委託人 大川郡長尾町 番地

〇〇〇〇

請負人 大川郡長尾町 番地

有限会社社長尾農事耕作会社

社長 ○○○○

この契約書は委託人○○○を甲とし、請負人有限会社社長尾農事耕作会社を乙として甲の経営利用にかかる農地の稲作における作業について両者が下記事項にもとずき委託請負することを定めるものとする。

記

- 1 乙は甲の経営及び利用にかかる別表農地の稲作に対する作業のうち耕うん、代かき、播種、施肥、防除、刈取り、脱穀、調整の一部もしくは組合せにて、別表料金表にもとずいて実施する。
 - 2 農地の利用及び経営の責任者である甲は、乙の実施する上記1の農作業特に施肥、防除などについて必要な指示をなすと共に出来得れば本人もしくは世帯員のうち一名を作業指導員としてこの任務に従事する。
 - 3 甲は乙に対し上記の農作業の完成に対して、別表料金表にもとずき報酬を支払うものとする。
 - 4 甲の乙に対する報酬の支払方法は、現金もしくは甲の長尾農業協同組合における預貯金から引落すものとし、支払の期日は作業年度の一二月三〇日迄とする。
 - 5 上記1の作業のうち全作業を組合せ実施したる場合といえども収穫したる農作物は一切農地の保有者経営の主体者である甲の帰属とする（稲藁については双方の協議により別に定める）。
 - 6 播種作業における種子、施肥作業における肥料、防除作業における農薬は、甲において購入の上乙に提供する。
 - 7 災害その他特別の理由により稲作の収量に著るしく減収を生じたる場合といえども乙に対する上記3の報酬は乙の作業上における特別の過失がない限りこれを更しないものとする。
 - 8 この契約は一年限りとし必要に応じて更新することができ又期間中といえども解除することができる。
- 以上本契約書に両者署名の上これを二通作成し後日のため保管する。

昭和 年 月 日

委託人

印

請負人

印

(契約圃地の記載)

この契約書を一読してわかることは、神経質なまでに、「全作業を組合せ実施する場合」(いわゆる全面・一貫請負)においても、当該農地についての耕作事業主体は委託者であり、受託者(この会社)は、委託者の耕作事業のために労働力や機械力を提供して対価を収受するにすぎないことを、強調している点であろう。これはもちろん現行の農地法違反になるのではないかとの疑問が出ないようにするためであるが、しかし同時にこれはこの契約の真の実態をも反映しているとみてよいと思う。契約の実態が、委託者の耕作事業主体たる性格を(全面請負においても)変えないものである原因は、(イ)この会社を成り立たせている基盤が、水稻直播栽培を中心とする大型農機具利用の技術体系の採用にあること(したがって主として手労働でやる作業は受託せず、また作業圃地が五尺以上の農道隣接地でありかつその面積が五畝以上であることが受託の前提)、(ロ)受託者にとつて、あくまで機械力、労働力、技術等の提供によつて対価を得ることの方が、耕作事業主体となつて、災害等による負担を負うよりも、企業として確実性があると思われる(?)こと(前記契約7項参照)、(ハ)委託者にとつても、受託者の耕作事業のために農地を提供するのではなく、あくまで自己が耕作事業の主体としてとどまる方が、将来にそなえて農地を保有する目的に適すること(甘土権の慣行を考えよ)等であろう。

要するにこの事例は、前稿で述べたところの「耕作事業主体不変型Ⅱ委任型」請負耕作の組織的、企業的展開の事例として注目すべきである(部分作業請負の場合は普通の請負契約)。

(二) 大平農業ロータリー・クラブ(愛知県尾西市)

(A) 本クラブ設立の背景 尾西市は、請負耕作発生 conditions の存在が特に強く認められる地域の一つである。すなわち同市

い、いわゆる請負耕作の類型と制度化について

は有数の毛織物産地であり、織機を一台ないし三台程度持つ零細下請け機屋である第二種兼業農家が極めて多く存在する。ここ数年間の機屋収入の増加、労働力不足と地価の著しい上昇等によつて、かかる兼業（副業）農家では、耕作放棄の傾向に向つているが、しかし農地転用または担保提供の機会が多いので、そのときまで耕作権の負担を負うことなく、しかも農地の現状を維持しつつ、農地の所有権を留保しておくことを極めて強く希望している。農地は年々一〇町ないし三〇町ずつ転用され、もし年三〇町ずつ転用されて行くとすれば四〇年にして同市に農地は無くなると計算されている。右のような状況の同地区においてもなお専業農家として残らんとする若干の者がおり、この農家の経営規模拡大の意欲が、大型機械の導入を契機として、共同組織による請負耕作の受託を発生させたのである。なお同市には本クラブのほか類似の組織が一つあり、また個人間の請負耕作もかなりあると推定される。

(B) 本クラブの組織 本クラブは専業農家の世帯主またはあととりである六人の農民によつて組織された「法人に非ざる社団」である（昭和三八年三月一日発足）。出資金は合計五〇万円（概ね均等額出資）。営業財産の主なもの、四四馬力大型トラクター一台（約一六〇万円、農業近代化資金借入により購入）、一〇馬力耕耘機一台等である。

(C) 請負耕作契約 本クラブは部分作業請負（作業ごとに請負代金を決める）と一貫請負（全面請負）とを営んでいる。受託する主体はクラブ自体であり、請負耕作に、クラブが当事者となるものとクラブ員個人が当事者になるものと双方が存在するわけではない。全面請負の契約は概ね口頭をもつてなされ、その内容は委託者ごとにかかりの差があるようにみえるが（すくなくとも形式的には、要約すれば(イ)收穫された米は全部を委託者が取得し、クラブは反当二万五千円程度の報酬をうけるものと、(ロ)收穫された米のうち反当り一斗（一五キログラム）ないし四斗（六〇キログラム）を委託者が取得し、クラブはその残余の米を取得するもの、との二種類である。二種類のどちらの場合も物材費（肥料・農薬等）や労賃等の生産費はクラブの負担である。

ところでこの全面請負の場合に委託者の收受する価値はどの程度のものであるか推定してみよう。右の(ロ)の方式の場合には、昭和三八年産米生産者米価一石(一五〇キロ)当り一三、二〇四円で換算⁽⁸⁾してみると、委託者取分は、約一、三〇〇円ないし五、三〇〇円となる。右の(イ)の方式の場合には、当該農地の収量(請負に出した後の)推定がむずかしいが、この方式がとられるときは当該農地の反当収量の低い場合が多いらしいことから、反当収量を二石ないし二石二斗とし、委託者取分を換算⁽⁹⁾し請負報酬と差引計算をしてみると、約一、四〇〇円ないし四、〇〇〇円となる。したがって委託者取分は、その低いケースでは、法定小作料(一、四一〇円)に毛のはえた程度(最低の場合には法定小作料以下)にすぎないわけである。いいかえれば委託者取分は、それが低いケースでは、当該農地についての固定資産税等の必要費に毛のはえた程度であるにすぎない。それでも委託者が請負耕作を委託するのは、それによつて、委託者にとつてはもはや農業資産ではなく物的貯蓄の客体たる当該農地が、転用または担保提供のときまで、耕作権の負担を負うことなく、農地の現状を維持しつつ(しかも最低必要費程度はつぐなわれて)管理できることになるからであると考えられる。⁽¹⁰⁾

(1) 中川善之助「水利権と耕作権」私法三号(昭和二五年)四五頁以下参照。

(2) この事例の紹介としては「請負耕作会社社動きだす」農業富民昭和三九年三月号五〇頁以下がある。また農政調査時報第一二二号(昭和三九年五月)に詳細な実態報告が掲載される予定である。

(3) 厳密な調査にもとづくものかどうか不明だが、地価は現在坪当り最低三千円から最高一万円(反当り九〇万円ないし三〇〇万円)であり、年間平均反当り一〇万円も値上りしているといわれている。そうするとその農地(水田)を耕作して年間租収入反当三万円程度をあげるよりも、或いはその農地を売却して代金を預金するよりも、ただその農地を保有することの方が有利となる(ような気になる)わけである。もつともこの数年間の地価の動きは、同地域にとつても或いは異常であつたかもしれない。それは同地域内で東海道新幹線と名神高速道路の用地買収が行なわれたからである。

(4) 兼業(むしろ主業)の種類が機屋であるから、所有農地を担保に供することもかなり多い。そのときに耕作権の負担が附いていると非常に不利益である。

(5) 荒地化しておく、害虫の発生等により近隣の者より文句が出たり、今日の社会意識からみて或いは何かの不利益な取扱(空閑地税、収用)い、いわゆる請負耕作の類型と制度化について

をうけるかもしれないとの虞も考えられる。またいかに物的貯蓄として土地を保有するにしても、現在農地である以上、荒地化することは、しのびないとの感情もあるかもしれない。

(6) 字大平においては、專業農家はこの六戸のほかには一戸だけである。またこのクラブには成文の規約があり、その文面からみると、組合よりも社団に近いように思う。なお構成メンバーの年齢は、四〇歳台、三〇歳台、二〇歳台各二名ずつである。

(7) クラブ員は各自従来からの経営を持っており、これは大型農機具の共同利用は別として、経営は各個人(世帯)別にやっている。

(8)(9) 委託者が取得した米を供出する場合はすくなく多くは自家消費にあてるのであるから、むしろ消費者米価(玄米採算一石一五〇キロ当り一三、〇七七円)で換算した方がよいかもされない。そうすると委託者取分はもう少し減少することになる。

(10) 大平農業ロータリークラブの活動状況を紹介し、この型の請負耕作の問題点を指摘したものとしては、全国農業新聞昭和三十九年二月二八日附がある。

二 いわゆる請負耕作の類型区分

(一) 「耕作事業主体不変型」經營管理型「委任型」、耕作事業主体変更型「賃貸借型」、耕作事業主体新設型「団体設立型」組合型」各類型の請負耕作

筆者はすでに前稿において、請負耕作の法学的な類型区分について、一応の説明をこころみておいた。⁽¹⁾ すなわちそれは、請負耕作の合意(および履行)の結果、当該農地を耕作の事業に供する主体の所在についていかなる変化があらわれるか(当事者はいかなる変化のあらわれることを意欲したか)、を標準とする類型区分であつて、かかる標準にしたがつて分類すれば、「事業主体不変型」委任型、「事業主体変更型」賃貸借型」および「事業主体新設型」組合型」の三分類が可能であると説いたのである。

「事業主体不変型」經營管理型「委任型」⁽²⁾ 請負耕作とは、当該農地についての耕作事業主体(自己の名と自己の計算において或る農地を耕作の事業に供する者)は依然として委託者であり、受託者は經營管理能力、労働力、機械力等を委託者の耕作事業に

提供しそれに対する対価を収受する場合をいう。「事業主体変更型」賃貸借型「請負耕作とは、当該農地についての耕作事業主体は委託者から受託者へと変り、委託者は受託者の耕作の事業に農地を提供しその対価を収受する場合をいう。また「事業主体新設型」団体設立型「組合型」⁽³⁾請負耕作とは、当該農地についての耕作事業主体は委託者から新設の団体（委託者も受託者もこの団体の構成メンバーとなる）へと変り、委託者は農地を、受託者は経営管理能力や労働力や機械力を、それぞれその団体に提供しその対価をうけるものをいうのである。

この分類についてはなお疑問の向もあるかもしれない。特に後二者を区別する必要ありや否やにつきそのおそれが多いだろう。なるほど後二者はいずれも、委託者は他人の耕作事業に農地を提供する（委託者は事業主体性を失う）ものであるが、しかし「事業主体変更型」においては農地提供行為が単純直接になされるのに対して、「事業主体新設型」においては農地提供行為が団体設立行為と不可分に結合してなされるわけであり、また請負耕作継続中の当事者相互の関係をみても、前者では双務契約の当事者として対立するが、後者では各自団体構成員たる地位を保有する、などやはり両類型を区別する必要があるものと考えられる。

右の各類型が、現行（昭和三九年四月）農地法上いかなる評価をうけるべきかについてもすでに前稿で説明⁽⁴⁾したが、要するに「事業主体不変型」のみが適法であり、他の二類型は不適法ということになるであろう。ただ「事業主体変更型」は農地法の改正をまたなければいかんともなし難いが、「事業主体新設型」は「農業生産法人」型態の利用により不十分ながら（当事者にとつて）、農地法の改正をまたずとも適法化し得る道のある点で、やはりちがいがあつた。

(二) 「財産管理型」請負耕作

(A) 「財産管理型」請負耕作の意義 右にみたような請負耕作の三類型区分は、区分操作が現行（昭和三九年四月）農地法の解釈論の前提として行なわれる限りほぼ完全にその目的を達することができるであろうが、区分操作の目的が立法論の準備

である場合（或いは法社会学的認識とか民法解釈論の前提であるときも）には、いささか不充分である。すなわちこの場合には、前述の三類型に加えて「財産管理型」とも名づくべき類型を認める必要があると思う。そしてこのことを考える主な契機となつたのが前述した愛知県尾西市における請負耕作の実態調査なのである。

「財産管理型」請負耕作とは、受託者に、委託者の所有する農地を農地の現状を維持しつつ管理する義務と当該農地を使用収益する権利（財産管理義務に抵触しない範囲で）とを附与（委託者については、受託者に財産管理に適する作為不作為を請求する権利とその目的に適合する範囲での農地の使用収益を受託者に許す義務が発生）するものである。受託者について、とにかくその農地を使用収益する権利が認められる（当該農地の耕作事業主体が受託者になる）ことに注目すれば、「事業主体変更型」賃貸借型」にはかならないようにも思えるが、しかし受託者への農地の使用収益権の附与が、当該農地の管理義務（ないし管理権）の附与と不可分に結合してなされる点⁽⁶⁾において、受託者への使用収益権の附与が単純直接になされるところの「事業主体変更型」賃貸借型」とのちがいが（当事者間になされる法律行為の内容についても）認められるわけである。受託者に、とにかく農地の使用収益権が認められるにしても、それは当該農地の転用（や担保提供）まで農地の現状でそれを管理する義務（ないし権利）を負うことと不可分に結合してのことであり、受託者もそのことを充分承知の上で受託するのであるから、受託者の使用収益権について農地法上の保護を排除する（いわゆる耕作権を与えない）合意がなされているわけである。そして当該農地の固定資産税等の必要費程度の額にもせよ、委託者にある程度の取分が、何等かの形式で認められているのは、おそらく委託者から受託者に払うべき財産管理に対する費用と報酬の額と、受託者から委託者に払うべき使用収益の対価とを差引計算すれば、後者の方がすくなくとも当該農地の必要費程度ぐらひは多いだろう、と見ていのではないだろうか⁽⁸⁾。

このような型の請負耕作の発生する背景としては、(イ)農外収入による生活の安定化（すくなくとも農地より追加的所得を必要とする度合が低い）、(ロ)地価の上昇が著しく、年々の上昇額は、自作すれば得べかりし額または買取代金を預金すれば

得べかりし利子額を（はるかに）上廻つており、農地を保有すること自体によつて利益を得る（と思われること）、（ハ）ただし地価上昇の利益を受けるためには、耕作権等の負担無き状態でかつ農地の現状で維持管理することが必要なこと、等の事情である。かかる事情の下にある農地は、委託者にとつては、農業資産ではなく、将来にそなえた物的貯蓄の対象にすぎない。しかし委託者にはその財産を農地の現状でみずから管理する能力がない。一方耕作権の保護がなくても、委託者に收受されるものが当該農地の必要費に毛のはえた程度の額ならば、最近の機械化、省力化の技術体系の採用により、当該農地を使用収益して利益をあげ得ると確信する農民も存在する（むしろ大型機械の導入により大規模耕作が至上命令となる）。そこで両者の間に「財産管理型」ともいふべき請負耕作がなされるのである。

このような背景および動機をもつて、委託者に実質的には当該農地の必要費程度の取分を認める内容の請負耕作がなされている場合には（特に明確に他の類型と判断できる場合はともかく）、委託者に取分を与える形式が、（イ）收穫物全部を委託者が一応取得し別に受託者に報酬を支払う、（ロ）收穫物自体を分けあう、のいずれであつても、「財産管理型」と考えて（すくなくとも推定して）よいであろう。右の（イ）の形式か（ロ）の形式かは、当該農地の收穫高予想（受託者耕作後の）、委託者の飯米必要度合、当事者の思惑・力関係、等によつて決まるものようであつて、この形式自体にそれほどの重要性を認める必要はなさそうである。

（B）「財産管理型」請負耕作と他の類型の請負耕作との区別 「財産管理型」請負耕作の内容やそれが発生する背景は以上のようなものであるが、これを独立の類型と認めることについては、なお若干の疑問もあると思うので、もうすこし説明を附加する。まず請負耕作が委託者の財産の管理・保全に奉仕する作用をもつということは、請負耕作一般について程度の差こそあれ認められるところであるから、特に「財産管理型」なる類型を認めるのは相当でない、との疑問もあるかもしれない。なるほど請負耕作は、委託者が将来にそなえて農地所有権を保全したい、という希望をもつときに行なわれるものであ

るから、財産管理的作用は請負耕作一般について認められるところであろう。しかしここで「財産管理型」と名づけた請負耕作の場合には、財産管理的作用をもつという色彩が単に社会的背景、動機ないし経済的目的或いは事実上の結果について認められるだけでなく、請負耕作の合意の内容にまで滲透しており(財産管理的色彩が当事者の効果意思の内容にまであらわれる)、受託者の使用収益権の取得が財産管理義務(ないし管理権)の取得と不可分の姿においてなされている(そういう一種の有償契約)点において、他の類型と区別すべきものと思う。このことは筆者がただ観念的にそのように構想するのではない。現実になされている契約の姿をみるとそう理解せざるを得ないものがあることはこれまでの説明でも概ね理解せられたと思うが、更に若干の説明を加えよう。

委託者が受託者に農地を使用収益させることの対価が何によつてつぐなわれるのか、の点につきみるに、「事業主体変更型」賃貸借型」においては、地代(受託者の事業にとつて経費たるもの)によつてであるが、「財産管理型」においては、農地が耕作権等の負担を負わずに保全されること自体によつてつぐなわれている。もちろん委託者は、前者でも農地が無疵で保全されることの利益を受けるし、後者でも農地の必要費程度の対価は受託者から受取つている。とはいえ前者は地価上昇のほげしくない地域にも(値下り傾向のところすら)存在し、地代も安くても数千円から高ければ二万円を超えるのに対して、後者は地価上昇の著しいところに存在し、委託者の受ける対価が安ければ法定小作料(つまり固定資産税を払えばいくらも残らない額)を下廻り高くても数千円程度であることから考えると、同じく受託者に農地の使用収益権が認められるにしても、その対価の主なつぐなわれ方がむしろ对象的なのがわかるであろう。

また委託者が受託者の人選をするについても、「財産管理型」においては特に慎重である。すなわちいざ転用というときに耕作権の主張(すなわち離作料の要求)など絶対に行ふことなく、その時まで管理をまかせておけるに足る者を選定して契約を結ぶのである。したがつて両者の間柄は、親戚とか信頼のおける組織が多い。特に大平農業ロータリー・クラブのよ

うな組織であると、受託者としてはA、B、Cが契約を解消しても、D、E、Fが代つて契約すれば、同クラブの業務には何等差支えるところはなく、また構成員各自が一応專業農家として生きるに足る経営規模をもっているので、契約の趣旨に反して契約更新をせまつたり離作料を強要したりすることは殆んど考えられないから、委託者にとつては信頼がおけることになる。もつとも当事者間に信頼関係の存在を要することは、継続的な法律関係であり、農地法違反の行為をしようとする「事業主体不変型」ではこの問題は無いにしても経営管理を長期間まかせるのであるから、請負耕作ではどんな類型の場合でも認められるであらう。とはいえ「財産管理型」の場合には必要とされる信頼は、農地の管理と返還に重点があり、経営管理能力の有無「事業主体不変型」と「事業主体新設型」とか地代支払能力（事業主体変更型）とかにそれほどウェイトが無い点でやはり相違を見出すことができよう。

「財産管理型」請負耕作と「事業主体変更型」賃貸借型」請負耕作との区別を実例についてみると、前者の典型的なものは、前述した愛知県尾西市において大平農業ロータリー・クラブが受託している（うち特に委託者取分のすくない）例であり、後者の例としては次のようなものがある。すなわち(イ)従来自作（雇傭労働力を使つて）していた委託者が、雇傭労働力の不足、労賃の上昇、雇傭者の指図とかサービス（食事等の）の不便、家族構成の変化（父母の老齡化、姉妹の他出等）等の理由により請負耕作に出すのだが、なお自作時の収益に近い小作料を取得しようとし、受託者は自立経営たらんとする農家やその組織体であるよりも、兼業の機会に恵まれず受託によつて余剰労働力の完全燃焼をはからんとする中小農である場合、(ロ)高収入をもたらすが連作が困難な作物（例、ウド、ミカン苗木、トマト、タバコ、コンニャク等）や飼料作物（特に裏作に）を栽培するため、一作限りの期限で（または裏作のみ）高い小作料（反当安くて数千円から二万円を越える）を支払つて、主に兼業農家の農地（耕作放棄に近い）を賃借する例（農地法所定の許可手続をとらず小作料が統制額をこえるからやはり請負耕作の一種となる）、などは「事業主体変更型」賃貸借型」請負耕作⁽⁹⁾である。

(三) 請負耕作の類型区分の意義

いわゆる請負耕作を、主としてその合意にあらわれた当事者の効果意思（現行農地法の解釈上その効果意思が法定法上の法律効果を生じせしめ得るか否かは、ひとまず別として）を標準として、分類したところ、「事業主体不変型Ⅱ経営管理型」、「事業主体変更型Ⅱ賃貸借型」、「事業主体新設型Ⅱ団体設立型」および「財産管理型」の四類型を認めることができた。この操作の間に種々の示唆を得たが、重要なことは次のようなことであろう。すなわち、(イ)いわゆる請負耕作なるものに、このような四類型が認められる以上、その制度化（組織的処理）もただ一種の方策のみでは不十分であり、四類型別の方策を必要とするであろうこと、および(ロ)請負耕作の問題は、「農地制度」の問題であると同時に「耕作事業（農業企業）形態」の問題であること、である。請負耕作の合意およびその履行状態を、「耕作事業形態」の面からみれば、いずれの類型の場合にも或る農地について営まれる耕作事業において、不可欠の事業資産たる農地の「所有」と「経営」とが分離していることが認められる。農民の「生活の知恵」は、請負耕作という型で農業においても、「所有」と「経営」の分離する事業（企業）形態を創造したともいえよう。とくに「事業主体不変型Ⅱ経営管理型」の場合には、全然農地についての権利移転も耕作事業主体の移転もなく、いいかえれば全く「事業（企業）形態」の問題として、今日の農村をゆるうごかしている事態を処理しているわけである。⁽¹⁰⁾「事業主体変更型Ⅱ賃貸借型」や「財産管理型」においては、委託者と受託者が一事業（企業）単位内に包摂される地位を占めるわけではないから、直接的には「事業（企業）形態」の問題は無関係なようでもあるが、しかし受託者の耕作事業についていえば、耕作権の保護なくして成り立ち得るような「事業（企業）形態」がとられていることは注目すべきであろう。⁽¹¹⁾ いずれにしても、請負耕作の問題を処理するに当つては、「耕作事業の形態」を従来通りの家族労作経営の小「自作農主義」の形態に（ばかりに）限定して、つまり新「事業（企業）形態」の検討と無関係に、「農地制度」の面でのみ考えることに終らず、どのような新しい「耕作事業形態」ないし「耕作事業にサービスを提供する事業形態」をも認め得るかの問題との

関連において「農地制度」を検討するという方法を採用することが必要であらう。

- (1) 宮崎「いわゆる請負耕作の問題点」本誌三六卷九号（昭和三十八年九月）一三一—二五頁、
- (2) 前稿では「委任型・事業主体不変型」と称したが、くわしくは本文のように言つた方がよさそうだ。ただしあまり長くなるので「事業主体不変型」等と略すこともある。
- (3) 前稿では「組合型・事業主体新設型」と称したが、くわしくは本文のように言つた方がよさそうだ。但し「事業主体新設型」等と略すこともある。
- (4) 宮崎・前掲論文二二—二八頁。
- (5) だから現行農地法の解釈論の前提としての類型区分では、「財産管理型」を特に一類型として認める実益がなく、「事業主体変更型」の一種と考えれば足りる。
- (6) なおかかる特殊の有債契約——特にその解除——につき広中俊雄「委任契約の解除」民商法雑誌四八巻一号（昭和三十八年四月）六二頁以下参照。
- (7) ただし契約期間は、普通には一年である。もちろん同一当事者間で更新されることも多い。
- (8) 或いは単純に、委託者は全く支出しないで財産を保全したいと思ひ、そのためにはすくなくとも必要費ぐらひは収受することになるのかもれない。
- (9) そのほか、宮崎・前掲論文二二頁註（一）参照。
- (10) この類型に相当する、一般企業における「所有」と「経営」の分離型態を求めれば、支配人の選任（商三七条）や経営管理者の選任（民六四三条—六五六条、保険業法九二条等）などの如く、「所有」者は企業の主体性を保持しつつ、すなわち依然として自己の名と計算においてその企業を営む主体ではあるが、「経営」を現実に担当する者を別に選任し経営管理能力の提供を受け対価を支払う型態であらう。なお「事業主体新設型」も（特に委託者から団体に対する農地提供が貸借の形をとらないとき）一事業単位内に委託者と受託者を位地つけて処理する点で、主に「事業（企業）型態」面で処理しているといえよう。これに対応する一般企業型態は、いうまでもなく法人化もしくは「法人に非ざる社団」化である。なお大野実雄「企業の所有と経営の分離」民商法雑誌三八巻一号（昭和三十三年一〇月）参照。
- (11) 特にそれが大型農機具の共同的導入、商品性の高い作物や飼料作物の企業的栽培等新しい技術や経営方式の採用に裏づけられている場合にその感が深い。なお受託者の「事業（企業）型態」に新しいものが認められるという点は、「事業主体不変型」経営管理型」の場合にも認められることがある（例、長尾農事耕作会社）。ただしこの場合は「耕作の事業」の型態ではなく「耕作の事業にサービスを提供する事業」の新型態である。

いわゆる請負耕作の類型と制度化について

三 いわゆる請負耕作の制度化（組織的処理）

(一) 請負耕作の制度化（組織的処理）の必要性

これから請負耕作の制度化ないし組織的処理の方法を論ずるのであるが、その前に念の為にその必要性ありや否やにつき一応説明しておこう。請負耕作なるものは、現在制度的なルールが設けられていないどころか、農地法という枷をはめられていながらも、なおこれだけ行なわれているのであり、したがってその制度化などを考えることは余計なお世話だ、という意見もあるかもしれない。とはいえこのままでは民事政策上は当事者間の法律関係が不明確なことは好ましいことではなく、農政上は自然発生的に農民の間で大きなエネルギーをもつて行なわれている農業ないし農地利用の状態を農業基本法の目標に向つて誘導するについて困難が多いだろうし、また法秩序一般の立場からみても、農地法と現実の農地利用ないし農業の型態との大きなくいちがいをただ放任しておくことはよくないであろう。このようなわけでやはり請負耕作の制度化ないし組織的処理の方法を検討することには価値があるといえるであろう。なおここで制度化ないし組織的処理といったのは、新しい農業ないし農地利用の型態を生みだしつつある社会的エネルギーを、農業基本法の目標とするところへ誘導する（しかも一方当事者が政策実現のための犠牲となることなし）ためのものであることはいうまでもない。

(二) 請負耕作の制度化（組織的処理）の四方式

さて請負耕作の制度化ないし組織的処理の方法を、請負耕作の四類型ごとに検討してみることにしよう。

(A) 「経営管理方式」 「事業主体不変型」経営管理型「委任型」の請負耕作は、農地の権利移転をとまなうこともなく、農地についての耕作事業主体が変化することもないものであるから、この制度化ないし組織的処理といつても「農地制度」面の対策を必要とするものではない。のみならず「耕作事業型態」面においても特別な対策は不要であろう（現行農地法上も

この類型の場合に委託者の耕作の事業において「経営」および「労働」の現実の担当者が受託者であることが許されるから。そこで結局、受託者の「事業型態」すなわち「耕作事業にサービスを提供して対価をうける事業の型態」と、委託者受託者間の「契約内容」について検討すればよいことになる。

受託者の「事業型態」については、事業の内容が単なる労働力や機械力の提供にとどまらず農業経営管理労務をも提供して（全面請負だから）対価をうけることであるのにかんがみて、ある程度の限定ないし資格制限が必要ではなからうか。資格制限といつても、受託者が耕作事業主体となるわけではないから、「農業生産法人」とか「農民」とか（農二条IV項VII項、農協三条に限定する必要はないが、委託者の「経営」の現実の担当をゆだねようとする信頼、に答え得る意思と能力を持つものでなければならぬ。そして更に農政上の考慮（生産性向上、コスト低下、大型機械の効率的利用、労働力の合理的配分）をも加味するとすれば、長尾農事耕作会社(1)の如き法人にのみ受託者たるの資格を与えることも一つの方法であろう（「農事管理法人・農事請負法人」）。当事者間の「契約内容」が、「事業主体不変型」||「経営管理型」といえるものでなければならぬのはいうまでもない。

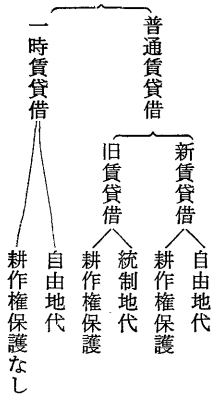
そしてこの「経営管理方式」契約の締結に当つて受託者の資格および契約内容が上記のものであるかどうかを審査するため、農業委員会の如き機関の許可を契約の有効要件としておくことも考えられる。更に許可事務の迅速性確実性を担保するため（また当事者の行為規範として）、受託者の「事業型態」および「契約内容」のモデルを規定することも考えられよう。

(B) 「農業生産法人方式」 「事業主体新設型」||「団体設立型」の請負耕作は、「農業生産法人」を活用する方式によつて処理することになる（岡山県奈義町の有限会社大下農園(2)はこのケースならん）。その場合に現行の「農業生産法人」そのものについて問題とすべき点がでてくる。これを一般的に論ずることは本稿の範囲外だが、ただぜひ再考を要すると思われる点の一つあげれば、出資配当に対するきびしい制限の是非がある。現行法の出資配当制限（農二条VII項6号、農地規一条の五）はそれを守る

者には不当な拘束であり、回避せんとする者には効果なき制限(例、他人資本の形をとればよい)のように思えてならない。

(C) 「賃借方式」 「事業主体変更型」賃借型」の請負耕作の処理は、それをやはり名実ともに農地の賃借借とする方式以外にはないのではなからうか。ただその際に劃一的取扱はさけることが絶対に必要である。すなわちまず農地の賃借借を、「普通賃借借」と「一時賃借借」とに區別して取扱う。「一時賃借借」とは、栽培作物が連作困難である(例、ウド、ミカン苗、トマト、タバコ等)とか、賃借人の農業型態上同一農地につき長期賃借を必要としない場合(例、飼料作物の栽培のため裏作のみを賃借する)とかの如く、同一農地につき賃借期間が短かくかつ期間の更新の必要性の無い場合の賃借借である。この「一時賃借借」については地代を自由化しかつ耕作権の保護も与えない(但し引渡しの対抗力のみは認める)こととする。これで、いかにも請負耕作の名にふさわしいケースは、「一時賃借借」として制度化されることになる。

「普通賃借借」を更に「旧賃借借」と「新賃借借」とに區別して取扱うことにする。両者區別の時点を何時にとるかはずかしいが、最も古ければ農地改革実行の時、最も新しければ本提案にそつた改正法施行の時であるが、或いは農業の基本的政策の変更が明示された時である農業基本法施行の時でもよからう。いずれにしても「旧賃借借」については地代を統制するとともに耕作権の保護を認めるが、「新賃借借」については耕作権の保護は認めるが地代は自由化する、という取扱が適当なものと思う。右の関係を表にすれば次の如し。



ただし「統制地代」といつても現在の統制方法が妥当か否かは検討を要するし（特に作物別の差を認める必要なきか）、「自由地代」といつても減額請求権（農二四条）はむしろ強化された形で存続させる必要がある⁽³⁾。なお耕作権保護の方法が、現行法のように行政官庁の許可制度によるか、私法上の権利として強化するかについては、後者を基本としつつも（実体的には）、⁽⁴⁾ 行政庁や農業委員会系統の団体等の紛争の予防および調整の機能は充分尊重しなければならぬと思う。なお「新賃貸借」については「自由地代」で「耕作権保護」としたことにつき一言説明しておこう。すなわちこう考えたのは、⁽⁵⁾ (イ)不動産賃貸人の所有権をば、使用収益権能面で極めて強く制限する反面、地代徴収債権の面で自由化するという現代法の思潮の存在、(ロ)統制小作料よりも耕作権保護はかなり国民の法意識の中に定着しているらしいこと（だからこそ請負耕作が出る⁽⁵⁾とも見られる）、(ハ)耕作権の保護（特に期間の保証、更新）がないと永年作物の栽培が借地では成り立たなくなること、(ニ)「自由地代」でもなお耕作権の負担を負いたくない農地所有者には、請負耕作の他の制度化方式を利用する道があること、などを考慮したのである。

また「一時賃貸借」において賃借人に耕作権の保護を認めないで（但し引渡の対抗力は認める）、賃借人の耕作の事業が安定するか、との疑問もあろう。「一時賃貸借」となる場合は、そもそも前述の如く当該の農地につき長期の使用収益を必要としない場合であり、賃借人としては、甲との賃貸借が終了したとき代つて乙との賃貸借の機会があれば差支えないわけだが、「一時賃貸借」なら「自由地代」で「耕作権の保護なき」ものである限り、自作しても荒し作りであるとか裏作は全く放棄している状態にある農地所有者（兼業農家）との間で次々と賃貸借契約が成立し、結局その賃借人（専業農家）はほぼ恒常的に一定面積の借地を（異なる相手方から）確保することができるのではないかと思う。甲乙との賃貸借が終了したとき、丙丁との賃貸借が成立することを確実ならしめる法律的方法は、その賃借人が丙丁と予約をしておくしかならうが、これについて特別法を制定することはおそらく技術的にも困難（ないし不必要）であり、当事者間の契約にまかせればよいで

あろう。或いは賃借人（專業農家）A Bと賃貸人（兼業農家）甲乙丙丁戊とが關係農地についての連作計画を合議しそれに適合した賃借契約（またはその予約）をしておくことも考えられよう。いずれにしても「一時賃貸借」の賃借人に恒常的に（誰かからか）一定面積の農地の確保を可能にする方法は、「耕作権保護」の如き方法ではなく、むしろそれを廃止して、経済法則にしたがつた農地の需給關係と当事者間の自由な一般法上の契約關係にゆだねることがよいであろう。

(D) 「経営信託方式」「財産管理型」請負耕作をいかにして制度化（ないし組織的処理）するかは、最も困難な問題のようである。しかし要するにこの類型の請負耕作をしようとする当事者の意図が、(イ)委託者にとつては、耕作権の附与を絶対に排除した財産管理の委託にあり、(ロ)それを承知で受託する者にとつては、当該農地を必要費程度の軽い負担で自己の耕作事業に利用すること、であるから、この意図を農政上の目的に誘導しつつ、法律關係の明確化をはかれはよろしいわけである。更に約言すれば、受託者に耕作権を与えないでしかも受託者の耕作の事業が成り立つような（委託者にとつては農地所有権を無疵で留保することでの主な対価となる）、契約の型態および受託者の耕作事業型態いかん、を考えればよいことになる。

そこで一つ参考となる制度は、森林法が、森林組合（施設組合たる森林組合であり本質的には普通の協同組合）に、組合員が物的貯蓄として「所有」する森林をまとめて能率的に「経営」するため、森林の「経営」を行うことができる道を開いていることである（森林法七九条一項一号）。とくにみるべきものは、森林組合が組合員の「所有」する森林の「経営」を行なうことを可能にする法律構成として、「森林の経営を目的とする信託の引受」の構成をとることもできる点である。この「経営信託」によつて、森林の所有権は組合員に留保され、しかも組合には条件附の使用収益権のみを附与することによつて、森林の「経営」を能率的たらしめようとする着想⁽⁶⁾ないし構成は、この制度が（森林組合については）全くといつてよい程実績をあげていないにもかかわらず、なお注目に価するであろう。この「経営信託」制度が森林について殆んど活用されていない原因をたずねてみると、それはむしろ制度の構成自体にあるのではなく、森林ないし林業の性質（ないし現状）にあるようである。すな

わち委託者が物的貯蓄の対象として所有する物が森林であるから、それはそれ程の管理の労力をかけることなくその目的を達することができる物⁽⁷⁾であり、また特に管理の労力をかけたからといって年々収益があがるわけでもないので、「経営」を信託する必要性を感じないようである⁽⁸⁾。このようなわけであるからこの「経営信託」制度には、委託者が物的貯蓄として所有する財産が農地で管理の労力をかけなければその目的を達することができない場合において、必要な修正をほどこすならば、「財産管理型」請負耕作の制度化のモデルとしての価値を認めることができるであろう。

そこで「財産管理型」請負耕作の制度化として次のような「経営信託方式」が考えられよう。まず「経営信託契約」の内容容としては、(1)受託者は当該農地につき使用、貸借による権利を取得し（経営信託だからこれで充分）、(2)委託者は当該農地につき受託者の行なう耕作の事業の利益の分配を一定割合（当事者が自由に定めるところとするが最高率の制限も考え得る⁽⁹⁾）で受ける権利を取得し、(3)受託者は当該農地を信託契約の定めにしたがって管理する義務と、当該農地の必要費（固定資産税、用水管理費等）相当額の負担に任ずる義務を負う、⁽⁹⁾ということがその中心である。これで委託者は、耕作権の負担を負わずに⁽¹⁰⁾当該農地を管理させ、しかも当該農地の必要費相当額は必ず取得するとともに、場合によつては耕作事業の収益分配にもあずかれる期待も持てるし、一方受託者は、当該農地の必要費程度の負担によつて（耕作権の保護はないが）すくなくとも自己の労務報酬は確保し、更の場合によつては耕作事業収益取得の可能性もあることになる。

次に「経営信託方式」の受託者たり得るに必要な「耕作事業類型」（ないし能力）の点について考えよう。受託者に、農地についての権利としては使用貸借による権利しか与えられず、したがって耕作権の保護が与えられないわけだが、それでも受託者の耕作事業がとにかく成り立つような類型の（ないし能力を持つ）耕作事業主体であることが要求される。そこで問題はどのような類型ないし能力を具備したものは何か、について一般的形式的な制限をするか、あくまで何かの機会⁽¹¹⁾に個別具体的に判断すれば足りるか、である。農政上の考慮（当該農地、労力、機械力等の能率的利用、生産コストの低下等）も加味し、

また個別具体的審査の迅速、確定への便宜、等を考えると、受託者たり得る資格を一応形式的に一般的に制限しておくことが考えられてもよさそうである。そこで一つ考えられることは「経営信託」の受託者たり得るものを原則として「農業生産法人」に限定することである。¹²⁾ ただこの方式の受託者に農業協同組合（および農業の経営を行なわない農事組合法人）がなることは不適當である。なぜならば、理論的には「経営を目的とする信託」の受託者である以上、それは耕作事業主体たる性格と能力を持つことが必要であり、また事実上も受託者が営利を目的とする者でないと積極的に受託の意欲もわかないし、受託してみても当該農地（およびそこへ投下する資本、労力、機械力等）を能率的に利用して行くことがむずかしいと思われるからである。¹³⁾

(E) 各方式に共通の若干の問題

請負耕作の制度化ないし組織的処理に際して、右に述べたような「経営管理方式」、「農業生産法人方式」、「賃貸借方式」および「経営信託方式」の四類型を準備しておく、当事者の好むところにしたがつてこれらを選択利用することにすれば、現在の混乱はかなり整理され、当事者間の法律関係は明確化するとともに、委託者（農地所有者、兼業農家）の利益をかなり尊重しつつ、しかも農地利用ないし耕作事業の型態も農業基本法が指向する方向へ近づくのではないだろうか。四方式を認めることは複雑でありもつと単純化できないか、との疑問もあるかもしれないが、この四類型は企業（ないし企業財産利用）一般について認められる諸類型と概ね対応している類型であり、企業一般ではどうにも考えられないことを、ここで持出したわけではないし、また今日の我が国の農業・農村・農民の実状は、単一の方式ですべての要求を無理なく処理できる程に単純なものではない。

最後に右の四方式のいずれについても多かれすくなかれ存在すると思われる共通的な問題点の一、二につき説明しておく。その第一は、委託者がいわゆる「在村」の状態にあることを要するか否かの問題である。「事業主体不変型」請負耕作

を「経営管理方式」で処理するときには、委託者が「在村」でないことは相当に不自然であるが、すくなくとも他の三類型・三方式の場合には、委託者が「在村」の状態になくとも別段差支えはないであろう（一般論としては）。

第二により困難な問題は、「耕やさざる耕作権者」が委託者になることを認めるか否かである。すなわち現に農地を賃借し耕作権保護の適用を受けている者（いわゆる耕作権者）が、みずから耕作事業を担当できない場合にも（兼業、家族構成の変化）、当該農地が転用されるときに離作料（耕作権の保障）を得る権利（？）を留保することを主たる目的として、当該農地を返還せず、更に請負耕作を委託している実例が、かなり見受けられるが、請負耕作の制度化に当つてこれをどう取扱うかである。純理としてかような「耕やさざる耕作権者」については、耕作権の保護は適用されないと考えられるが、事実上農地を返還せしめることはまことに困難である（耕作していると抗弁し、或いは離作料支払と同時になければ事実上明渡さない等）。複雑な感情問題もからみむずかしいが一応「耕やさざる耕作権者」にも委託者となる資格を認めざるを得ないのではないかと思ふ（すくなくとも「旧賃貸借」による耕作権者は）⁽¹⁴⁾。

- (1) これについては「農業生産法人」ほどやかましい要件は不要であろう。おそらく議決権の過半数が農民もしくは農業生産法人、農協等によつて占められ、かつ取締役が農民たる社員から選任される、程度でよくはなからうか。
- (2) ただし筆者は、昭和三九年四月現在まだ現地調査をしていないで、全国農業会議所の「西日本府県農業会議農業就業構造改善関係主任者現地研究会（昭和三八年六月一四日一五日）資料」の記載より推定したところによる。
- (3) むしろ一定率を超えた部分は当然に支払義務が免除される方式の方が可か？ また一定率に達したか否かの判断につき当事者間に争があるときは、農業委員会等の機関が認定した額を支払つて（または供託）おけば、後日裁判によりもしその額が不足であることが判明しても不利益をまぬがれるようにすることも考えられよう。
- (4) 耕作権を私権として確立することが実体法上適當であるとしても、そのためにそれに関する紛争解決が全く裁判所の裁判手続にのみゆだねられることは、今日の裁判の実情からみてまことに問題である。借地借家事件に関して特殊な紛争解決手続の必要がさげばれていることに思いをいたすべきである。また当事者のどちらも長い期間と高価な代償を要する今日の裁判を利用するに足る力をもっている場合はすくなく（渡辺洋三「日本の社会と法」法学セミナー一九六三年五月号二〇頁参照）。

いわゆる請負耕作の類型と制度化について

二四 (六五八)

- (5) もつともかかる思潮がどこまで合理性があるのか疑問もある。特に税制とのアンバランスが甚だしいことに注意すべきである(地代徴収債権に固定資産税がかかり、物権化された半永久の使用収益権に何の税もかからない!)
- (6) 森野序経済課編「森林法解説」(昭和二十六年)一六一七頁、五八一六一頁、七〇一頁、一三三三―四頁、三三三―三頁等参照。
- (7) 植林およびその後数年間の下刈(それと立木売りでなければ伐採)が主な管理作業であるから、それらの技術的な個々の作業についてのみに組合に「施業の委託」をすれば、「経営の委託」や「経営信託」をしなくても、物的貯蓄の目的を達する。また農地とちがつて森林ならば放任しておいても更に荒地化し近隣の者から苦情が出ることもすくなくさる。また林業においては資本回転の一サイクルが著しく長いことも「経営委託」や「経営信託」が活用されない原因となつていよう。
- (8) なお野村進行「林業企業形態論」(昭和二十二年)八三―四頁参照。
- (9) この義務の発生根拠(理論的な)を何に求めるか一寸むずかしいが、民法五九五条とか受託者が当該農地についての耕作事業主体となることから肯定されよう。なおこの義務を負うのは委託者に対してであり、国や地方自治体等に対してではない。
- (10) 使用貸借については、耕作権保護の取扱はない。
- (11) 「経営信託契約」締結の際農業委員会の許可を要することとし(使用貸借による権利の設定だから一応現行法で考えればこうなる・農三條、その許可の際に個別具体的に判断する)。
- (12) そうすると受託面積が、自社保有面積を超えられないとの制限がでてきて(農二條四項3号)、窮屈なようでもあるが、一方受託農地につき耕作権がなくても、受託者の耕作の事業がそれほど不安定にならないことの保証にもなるだろう(もつとも農業生産法人のこの要件自体再考の要あり)。なお「農業生産法人」であれば「二世帯一法人」であつても差支えないものと考へる。
- (13) 森林法の「経営信託」が殆んど利用されないのは、受託者が施設組合たる森林組合(企業の主体性はなく普通の協同組合の性格をもつ)であるため、積極的に受託の意欲がわかないことにもよるのではなからうか。
- (14) 理由は、(i)農地改革以前からの小作人はその際偶然的事情(地主がたまたま在村で保有限度以下しか持たなかつた)によつて所有権を得られなかつたにすぎないこと、(ii)農地改革後現在までになされた貸借では、賃貸人が耕作権の負担を負う覚悟であつたこと? (i)事実上返還がむずかしくかつ請負耕作を委託することもできないとすると当該農地の活用がさまたげられる結果となること、などである。なお固定資産税の納税義務者はむしろ耕作権者とすべきである。小作料徴収債権者に固定資産税納税義務があることはまことに不合理である(特に耕作権を私権として確定するのならなおさら)。なおこの提案は、両者から税を取立て、結局総税額をふやせ、というのではないこと、もちろんである。

あとがき

終りにのぞみ念の為に、本稿を書くに当り筆者の採つた基本的な態度を、簡単に要約しておこう。請負耕作の類型区分については、当事者の効果意思を主な標準とした。請負耕作の制度化ないし組織的処理方法いかなの問題については、「耕作事業（企業）の型態」ないし「農業に関する企業の型態」の面からの検討に重点をおいたつもりである。そしてより根柢を貫流する研究態度として、(イ)日本農村・農民の実情は劃一的処理に親しまないものだとの認識と、(ロ)農業基本法のかかげた目標には到達しなければならぬとしても農民（兼業農家といえども）をその政策実現の犠牲に供することはできないとの意識、があることを書きそえておこう。

附記 本稿執筆については各方面から御指導御協力をいただいた。特に現地調査に当つては、全国農業会議所ならびに愛知、香川、熊本
の各県農業会議の方々から御親切にお世話をしていたいただいた。また森林組合の実情については森野庁の担当係官より御教示をうけた。これらの方々に対して厚く御礼を申上げる次第である。

— 昭和三九年（一九六四年）四月一七日稿 —